

京都市訓令甲第15号

庁 中 一 般

区 役 所

市 立 大 学

事 業 所

京都市公印規程の一部を次のように改正する。

平成21年10月30日

京都市長 門川大作

別表第2 その他の公印の項を次のように改める。

その他の公印	主管する事務に係る公印ごとに、京都市事務分掌規則第1条第1項に規定する課（同項に規定する課を置かない室を含む。）若しくはセンターの長、会計室、区役所の課若しくは区役所支所の室若しくは課の長、京都市事業所の長等専決規程に規定する第1類若しくは第2類の事業所の長、市立大学の学長又はこれらに準じる者として法制課長が認める者
--------	---

附 則

この訓令は、平成21年11月1日から施行する。

（行財政局総務部法制課）